

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 青木 義 雄

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

こども健康部

次世代支援課、保育幼稚園課、健康づくり推進課

中心市街地整備部

中心市街地整備課、再開発推進課

2 監査の範囲

平成31年4月（一部平成30年4月）から令和元年9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和元年9月17日から令和元年12月17日まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

こども健康部

次世代支援課

(1) 支出事務

ア	指摘事項	福祉医療費について、支給決定額の算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	誤りを修正しました。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	未搭載のものについて、登載しました。

保育幼稚園課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	保育料について、財務会計システムで調定が行われていないものがあった。
	措置状況	財務会計システムによる調定処理を行いました。
イ	指摘事項	保護者負担金について、財務会計システムで調定が行われていないものがあった。
	措置状況	財務会計システムによる調定処理を行いました。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	未搭載のものについて、登載しました。

健康づくり推進課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	使用料について、重複して調定されたものがあった。
	措置状況	重複調定を修正しました。
イ	指摘事項	使用料について、領収済通知書と収入整理簿の記載内容が異なるものがあった。
	措置状況	収入整理簿を修正しました。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	業務委託料について、過払いとなっているものがあった。
	措置状況	過払い分について、戻入されました。

(3) 契約事務

ア	指摘事項	業務委託について、契約事務規則に基づく手続きがされていないものがあった。
	措置状況	今後は契約事務規則を遵守します。

中心市街地整備部

中心市街地整備課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	業務委託について、契約事務規則に基づく手続きがされていないものがあった。
	措置状況	今後は契約事務規則を遵守します。